

●香川県告示第234号

香川県公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年12月3日

香川県知事 池田豊人

香川県公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱の一部を改正する要綱  
香川県公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱（平成16年香川県告示第210号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前		
<p>（公表事項及び公表の方法）</p> <p>第2条 知事は、次の表の左欄に掲げる公共工事又は委託業務に応じ、<u>それぞれ同表の右欄に掲げる公表事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</u></p>		<p>（公表事項及び公表の方法）</p> <p>第2条 知事は、次の表の左欄に掲げる公共工事又は委託業務に応じ、<u>同表の中欄に掲げる公表事項をそれぞれ同表の右欄に掲げる場所において閲覧に供する方法により公表するとともに、当該公表事項をインターネットの利用により公表するものとする。</u></p>		
公共工事又は委託業務	公表事項	公共工事又は委託業務	公表事項	閲覧場所
公共工事	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「政令」という。）第5条第1項に規定する事項	公共工事	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「政令」という。）第5条第1項に規定する事項	香川県土木部土木監理課（以下「土木監理課」という。）、香川県小豆総合事務所、林業事務所、土地改良事務所、土木事務所及び香川県高松港管理事務所
	政令第5条第5項に規定する事項		政令第5条第5項に規定する事項	土地改良事務所、土木事務所及び香川県高松港管理事務所
	政令第7条第1項各号に掲げる事項		政令第7条第1項各号に掲げる事項	土木事務所及び香川県高松港管理事務所
	政令第7条第2項各号に掲げる事項		政令第7条第2項各号に掲げる事項	公表に係る公共工事の予定価格が1億円
	政令第7条第3項に規定する事項		政令第7条第3項に規定する事項	以上のものにあつては土木監理課、1億円未滿のものにあつては当該公共工事を
	予定価格（随意契約による場合は、当該予定価格が250万円を超えるものに限る。）		予定価格（随意契約による場合は、当該予定価格が250万円を超えるものに限る。）	執行する課等（香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第2条第1号に規定
	最低制限価格及び低入札価格調査基準価格		最低制限価格及び低入札価格調査基準価格	

			する課又は同条第2号に規定する所をいう。以下同じ。)
入札による委託業務	発注見通し	建設コンサルタント等業務に係る発注見通し	土木監理課、香川県小豆総合事務所、林業事務所、土地改良事務所、土木事務所及び香川県高松港管理事務所
	入札結果に関する事項		
随意契約による委託業務で予定価格が100万円を超えるもの	契約の内容に関する事項	指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称 入札者の商号又は名称及び入札金額 落札者の商号又は名称及び落札金額 委託業務の名称及び場所 予定価格 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格	公表に係る委託業務の予定価格（簡易公募型プロポーザル方式による場合は、目安額）が2,000万円以上のものにあつては土木監理課、2,000万円未満のものにあつては当該委託業務を執行する課等
	随意契約の相手方の選定理由		
	略		
		随意契約による委託業務で予定価格が100万円を超えるもの	契約の相手方の商号又は名称 委託業務の名称及び場所 契約金額 随意契約の相手方の選定理由 予定価格

附 則  
この要綱は、公布の日から施行する。